

令和4年11月30日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

令和4年12月15日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに請願の総括審議

第3 閉会中の継続審査申し出の件

第4 発議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会定例会会議録（第 5 号）

令和 4 年12月15日（木）午後 1 時00分 開議

○議長（中山和夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（中山和夫君） ここで報告します。

お手元に配付してありますとおり、本日、市長から議案等説明員の変更の報告がありました。

次に、去る 9 月定例会から継続審査となっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（中山和夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（中山和夫君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第 1 「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（鈴木敏文君） 茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、11月30日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況について及び都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についての報告を受けましたので、その内容について申し上げます。

まず、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の進捗状況についてですが、令和 4 年度は 6 か所、7 棟の建物移転補償を実施、執行見込額は 1 億6170万円で、年度末の累計執行率は事業費ペー

スで45%となる。令和4年度末の建物移転補償数については、事業計画書上の全棟数267棟のうち117棟で、補償率は44%となる見込みである。

今後の整備方針としては、高師町下井戸線は、来年度以降5か所の建物移転を行い、早期に開通できるよう新設道路整備の準備を進める。ひこぼし線については、今年度建物移転を実施したことにより、この路線の建物移転は完了した。今後とも事業効果が形として目に見えるように、区域内を通る高師町下井戸線とひこぼし線の早期完成を図った上で、区域内外の来客者や通行者を増やし、土地利用の活性化につなげたいとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「高師町下井戸線とひこぼし線の完成見込みは」との質疑に対し、「まずは、高師町下井戸線を次期3か年までに完成させたいと計画している。また、ひこぼし線については、高師町下井戸線が開通後に、順次整備を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「今年度末の累計執行見込額が72億5298万円とのことだが、残りの87億円の財源内訳は」との質疑に対し、「補助金が25億6400万円、起債が17億5200万円、残りの44億円余が市の単費である」との答弁がありました。

次に、都市計画道路桑原八千代線の進捗状況についてですが、事業区間は、JR茂原駅北側の県道茂原長生線から都市計画道路大芝鷺巣線までの総延長1093メートル、幅員16メートルで計画し、北から桑原地区、継続地区、野巻戸地区の3区間に分けて事業を実施している。執行状況については、全体1093メートルのうち410メートルが供用済み、進捗率は37.5%。用地については、全体で1万5334.57平方メートルのうち、取得済みは令和4年10月末で1万183.37平方メートル、進捗率は66.4%である。

建物等の補償については、全体62件のうち令和4年10月末で50件実施済みで、進捗率は80.6%。事業費ベースで、全体事業費55億円のうち令和4年10月末で34億277万1000円が執行済み、進捗率は61.9%である。

桑原地区においては、令和5、6、7年度で、引き続き用地取得及び補償を進めていく。

継続地区においては、昨年度に用地取得ができた箇所の工事を今年度中に着手していく。この工事により、イオン開発道路と接続し、茂原駅南口方面へつながることとなる。また、懸案事項となっていた共有地については、登記簿が整理されたことから、用地買収に関し、権利者全員に意思確認を行い、全員から事業に対する協力が得られるとの回答があった。直近の状況では、11月11日に共有地の顧問弁護士の下へ契約書一式を持参したところであり、用地補償契約、分筆等の登記事務を速やかに実施できるよう準備を進めている。共有地の用地取得後には、

速やかに道路工事を発注予定で、来年夏頃の完成を目標としている。

野巻戸地区においては、次年度以降、測量及び設計を実施し、県警と国道128号交差点接続部の協議及びその結果に基づく事業認可変更を進めていくとのことでありました。

これに対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「イオン開発道路は今後どうなるのか」との質疑に対し、「イオンから市及び県へ寄附される予定である」との答弁がありました。

次に、「桑原地区の整備にあたり、前回は県との協議があって遅れているとの説明を受けたが、その後は」との質疑に対し、「詳細設計が済んだことから、県と打合せを行い、市の事業として実施していく計画となった」との答弁がありました。

次に、「桑原地区における交差点について、課題となっている高低差への対応は」との質疑に対し、「高低差解消のため、すりつける道路を新設することで対応していく」との答弁がありました。

次に、「事業認可期間はいつまでか」との質疑に対し、「令和7年3月31日までとなっている。事業期間を延長することになるが、県との協議を伴うことから具体的な年数は未定である」との答弁がありました。

また、委員より、「今まで多くの方々が携わり、苦勞してきた継続地区における共有地の懸案事項が解消されることは、大変喜ばしく感じるとともに、継続地区の見通しが立つことで駅周辺の人の流れが大きく変わってくるため、速やかな工事完成に努められたい」との意見がありました。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局と連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議・検討していくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願の総括審議

○議長（中山和夫君） 次に、議事日程第2「議案並びに請願の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 細谷菜穂子君から報告を求めます。

(決算審査特別委員会委員長 細谷菜穂子君登壇)

○決算審査特別委員会委員長（細谷菜穂子君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「令和3年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月16日の本会議において、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月4日から6日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月4日、全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と、企画財政部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き令和3年度に実施された諸事業の中から「民間認定こども園整備事業もばら空と杜のこども園」及び「内水対策関連事業鷺巣稲荷前水門」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

10月5日及び6日は、全員協議会室において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

本市の令和3年度一般会計決算概要であります。歳入総額は367億6989万6000円、歳出総額は354億1577万4000円、歳入歳出差引額は13億5412万2000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は12億9847万7000円の黒字決算となりました。

次に、歳入歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入ですが、徴収猶予の特例分に係る固定資産税滞納繰越分の増、普通交付税の増等があったものの、特別定額給付金給付事業費補助金の皆減、社会体育施設債の皆減等により、前年度に比べまして68億1193万円余、15.6%の減となりました。

次に、歳出ですが、総務費では、特別定額給付金給付事業の皆減等により76億1452万円余、64.2%の減に、民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の皆増等により20億8990万円余、16.9%の増に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増等により5億4954万円余、19.8%の増に、農林水産業費では、農業経営基盤強化促進事業や用排水施設整備事業の減等により2億8692万円余、33.5%の減に、商工費では、新型コロナウイルス感染症対策事業の減等により9102万円余、10.9%の減に、土木費では、内水対策関連事業や河川改修事業の減があったものの、茂原駅前通り地区土地地区画整理事業や市営住宅長寿命化事業の増等により1720万円余、0.5%の増に、教育費では、中学校施設整備事業の皆減、小学校及び中学校の教材備品整備事業や市民体育館

の施設維持管理費の減等により19億4741万円余、36.9%の減となりました。これらの結果、歳出全体では、前年度に比べまして72億940万円余、16.9%の減となりました。

審査においては、令和3年度の施政方針で掲げた施策が計画どおり実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最少の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まずは、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の主なものを申し上げます。

まず、「本納小の移転、新治小との統合に伴う費用、旧本納小の耐震化など、6年間で10億5000万円を超える費用が使われていることについてどのように考えているか」との質疑に対し、「本納小学校の移転には、小学校校舎建設工事や中学校校舎改修工事など合計約6億6800万円を執行した。新治小学校との統合にあたっては、約3600万円を計画している。今後もより良い教育環境をつくっていききたい」との答弁がありました。

次に、「築50年を経過した市営真名住宅をそのままにしている現状をどのように認識しているか」との質疑に対し、「スマートインターチェンジに近い市営真名住宅及びその周辺は、産業用地としての活用など、将来性や可能性の高い地域であると認識している。現在も入居者がいることや、敷地の大部分が借地であることなど、問題の解決に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「食料安全保障が騒がれているが、今後、茂原市の農業をどのように発展させていくのか」との質疑に対し、「国内生産の確保や食料自給率の引上げなど、様々な課題があることを認識している。市としては、地産地消の取組や新規就農者の支援を引き続き実施していく」との答弁がありました。

次に、「3か年実施計画の初年度であったが、計画の進捗状況を踏まえて、今後の見通しや方針をどのように考えているか」との質疑に対し、「令和3年度の事務事業評価結果と、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの要因が市の財政に与える影響を踏まえて、現在策定作業を行っている令和5年度から始まる第2次3か年計画の中で示したい」との答弁がありました。

次に、「新たな観光資源の発掘等、市の魅力発信をどのように行っていくのか」との質疑に対し、「産業観光やロケツーリズムを体験型の観光資源に磨き上げることで、地域活性化の好循環の創出を図るとともに、官民一体の情報発信体制を構築していきたい」との答弁がありま

した。

次に、「新型コロナウイルス感染症の対応で通常業務にしわ寄せがあったか。また、どのような対策を講じたか」との質疑に対し、「コロナ禍以前と比べ、職員の事務負担が発生していることは事実であるが、業務委託、会計年度任用職員の採用、課を超えて応援体制を取るなど、適宜対応した」との答弁がありました。

次に、「令和３年度決算の総括について、どのように評価しているか」との質疑に対し、「安全安心に関する事業については、河川改修事業で早野排水機場の整備が終了し、内水対策関連事業で鷺巣稲荷前水門の整備が順調に進捗した。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、指定避難所等における備品購入事業や感染拡大の影響を受けている事業者への支援等に取り組み、概ね順調に執行できたと認識している」との答弁がありました。

次に、「茂原市のまちづくりは、本納を茂原の北の玄関口と位置づけ、開発・活性化が不可欠だと思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、「都市計画マスタープランにおいて、本納地域から茂原駅周辺に向かう国道128号沿道を「沿道土地利用軸」として位置づけており、その中で茂原の発展、振興を図りたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「地域経済の活性化に向けた取組や企業立地促進の課題や今後の展望をどのように考えているか」との質疑に対し、「市内事業者の経営力を高める支援や起業・創業者への支援により、地域経済の活性化に取り組んできた。また、企業立地促進については、茂原にはある工業団地の完売など、一定の成果があったものの、空き公共施設も含めた土地の確保が課題である。今後も地理的優位性を生かした企業の誘致や、中小企業への支援を行う」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査経過においても多くの意見、要望、指摘がなされたところですが、結果として、令和３年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員10名のうち、賛成する者7名、反対する者3名で、賛成多数により認定とすることと決定いたしました。

賛成者から本案を賛成するにあたり、附帯意見がありましたので申し上げます。

１．行財政改革を着実に実行しながら、様々な市民要望を的確に捉え、持続可能な住民サービスの提供に取り組まれない。

１．社会経済情勢の先行きが不透明な中、依然として厳しい財政状況ではあるが、将来を見据え、より積極的な経済対策に取り組まれない。

１．適切な行政運営、健全な財政運営に取り組みつつ、公共施設の適切な管理のための維持

補修費など、必要な予算の確保に努められたい。

というものであります。

次に、反対者の意見について申し上げます。

「小学校施設整備事業に、引き続き多額の税金が投入されており、計画の見通しの甘さは否めないため、本決算に反対である」。

「教育費において本納小中学校の理不尽な支出が見られるので、本決算に反対である」。

「本納小学校の移転理由が明確に示されず、住民理解が二分したままで直情径行に進めたこと、また、旧本納小学校の耐震工事を含め10億5000万円余の場当たりの予算執行をしたこと、なぜこのような計画をしたのか、教育部局の独裁的な考えに強く苦言を呈し、市民の信頼に応える学校教育をするよう申し添え、本決算に反対である」。

というものであります。

次に、今後の予算執行にあたり、留意する事項として、各委員から市当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、その主なものを申し上げます。

1. 消費生活相談事業は、相談窓口での対応など、多方面からの支援に取り組まれない。

1. 起業・創業支援に積極的に取り組みつつ、補助金は、事業計画を精査し、適正に交付されたい。

1. 中学校の部活動の民間委託を早急に進められたい。

1. 茂原公園、富士見公園の整備は、庁内で連携し、施設の充実を図られたい。

1. ひきこもり支援は、関係機関が連携し、相談を待つことなく、プッシュ型の支援に取り組まれたい。

1. ふるさと納税は、魅力ある返礼品の開発に取り組まれたい。

1. 耕作放棄地の適正な保全管理の働きかけを継続的に取り組まれたい。

1. 通学路の歩道整備を重点的に進められたい。

1. 公共用地の跡地利用は、専門のプロジェクトチームを組織し、十分に検討されたい。

1. 空き家対策は、適切な管理がなされるよう、相談会や改善指導を継続的に取り組まれたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、総務委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 向後研二君登壇）

○総務委員会委員長（向後研二君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件、議案9件について、12月9日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、令和4年度茂原市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことについて、承認を求めるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給方法や給付時期は」との質疑に対し、「対象となる9154世帯に確認書を送付し、給付を希望する旨の返信を受けて支給することとなっている。確認書の提出があった6589世帯に対しては12月中に支給する予定である。残りの世帯に対しては申請を促し、令和5年1月末まで申請を受け付ける予定である」との答弁がありました。

次に、「確認書を提出させるとのことだが、中には給付金を受け取らない方もいるのか」との質疑に対し、「以前給付した際には、辞退した方がいた」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については、全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「令和4年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6879万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339億6153万円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、衛生費について「燃えるごみ専用袋配付事業の概要は」との質疑に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市民への身近な支援として、市内の全世帯に対し、40リットルと30リットルのごみ袋を10枚ずつ配付するもので、1月中旬に委託業者を決定し、1月下旬から配送を開始していく予定である」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「物価上昇などにより、全市民への支援はとても意義があることから、今後とも支援の拡大を検討されたい」との意見がありました。

次に、同じく衛生費について「医療機関等物価高騰対策緊急支援金交付事業の内容は」との質疑に対し、「茂原市長生郡医師会から要望書が提出されたことから、物価高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減と安定的継続的な事業運営を支援するため、病院に50万円、産科

診療所に30万円、産科以外の診療所、歯科診療所、薬局等にそれぞれ10万円を交付するもので、国の指針にも例示されている」との答弁がありました。

次に、教育費について「エネルギー価格の高騰により、小中学校の光熱水費はどのくらい上がったのか。また、今後の見込みは」との質疑に対し、「教育費全体では、約1.8倍を見込んだ補正予算となっている。翌年度以降も価格の下落が見込めず経常的経費が増えた場合、それでも必要な政策的経費には財政調整基金を充てて対応せざるを得ない」との答弁がありました。

次に、同じく教育費について「二宮小学校の昇降機改修工事が今回計上された理由は」との質疑に対し、「令和5年の8月に本格的な工事を実施する予定で、かごの設計や製作に相当な期間を要することや、半導体不足による納品の遅延が見込まれることから、児童の教育環境に支障が出ない夏季休暇中に工事ができるように、一定の期間を確保するため今回計上したものである」との答弁がありました。

また、委員より、「議員報酬や特別職の職員等の期末手当支給割合が引き上げられることは、物価高騰の折、市民感情を鑑みると反対であり、本案にそれが一部含まれているものの、臨時交付金をはじめ各款にわたり必要な予算が多く計上されているため、賛成せざるを得ない」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市個人情報保護法等施行条例の制定について」、議案第7号「茂原市行政不服審査会条例の制定について」並びに議案第8号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」申し上げます。

これら3件の議案は、関連があるため、一括して審査を行いました。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「個人情報の開示請求は年間でどのくらいあるのか。また、同一人が大量に請求しているようだが制限はできないのか」との質疑に対し、「令和元年度は45件、令和2年度は54件、令和3年度は103件であった。同一人が大量に請求している事実はあるが、正規の手続での開示請求は、権利であり制限はできない。ただし、令和4年3月に条例改正を行い、手数料を徴することとし、開示請求がより適正に運用されるよう努めている」との答弁がありました。

次に、「個人情報がデジタル化、オープンデータ化されることによる他者への情報漏洩の危険性は」との質疑に対し、「個人情報を活用する際は、個人に結びつく情報を除いた状態でデータ化することとされており、仕組み上個人情報が漏洩することはない」との答弁がありまし

た。

また、委員より、「これまで個人情報については厳しく規制されていた。それが今回、規制はかけるものの開示できるようになることや、データ化されることでの情報漏洩の危険性が拭い切れないことなどから、これら3議案には反対である」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号、議案第7号並びに議案第8号については、いずれも賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第9号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第11号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

これら3件の議案は、一般職職員の給与改定に準じて、議会議員、市長・副市長及び教育長の期末手当支給割合を0.1か月分引き上げようとするものであり、採決の結果、議案第9号、議案第10号並びに議案第11号については、いずれも賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「一般職職員の給料表の改定について、千葉県人事委員会勧告では0.3%の引上げだったはずだが、なぜ0.2%なのか。また、職員組合との協議内容は」との質疑に対し、「給料表の改定率については、国や県と同様の改定を行い、総額を比較した結果、県では0.3%、茂原市では0.2%の上昇となったものである。職員組合との交渉については、職員課事務折衝、総務部長交渉、市長交渉を経て人勧の内容で妥結したところである」との答弁がありました。

次に、「人勧の引上げの根拠として、物価上昇分も加味されているのか」との質疑に対し、「今回の勧告は、民間の給与を調査した結果、官民格差の解消のため引き上げることとされたものである。人勧は4月時点での状況で出されることから、現在の物価上昇分の影響については、来年度の人勧に反映されるものと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の給料表について、一般職職員の給料額の改定に準じ、平均2.1%の引上げ改定をするもので、採決の結果、議案第13号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 次に、教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○教育福祉委員会委員長（鈴木敏文君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案3件及び今定例会において付託されました議案5件について、11月4日及び12月9日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、9月定例会において付託されました認定案3件について、報告いたします。

初めに、認定案第2号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額101億406万2857円に対し、歳出総額97億1851万7892円で、歳入歳出差引額3億8554万4965円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「令和3年度より、人間ドックの助成対象が国民健康保険に加入してから6か月以上に短縮されたことによる反響が大きかったと思うが、加入1年未満の人間ドック受診者はどの程度いたのか」との質疑に対し、「国民健康保険加入1年未満の人間ドック受診者については、令和3年度は59名、令和4年度は10月末現在で40名である」との答弁がありました。

次に、「本来であれば特定保健指導対象者の全てが積極的支援または動機付け支援のいずれかを受けるべきと考えるが、対象者979人のうち実施者232人とのことである。それらの支援につなげるため、どういった取組を実施したのか」との質疑に対し、「令和3年度については、受診者に特定健康診査の結果を受け取りに来ていただき、その場で初回面接を実施した。その後、メールや電話、直接訪問などで関わりを持ち支援につなげている。対象者全てが支援につながらない理由としては、既に御自身で取り組まれている方もいるためと考える」との答弁がありました。

また、委員より、「特定健康診査について、コロナの影響が少なくなってきたとのことだが、受診率向上のため、取組の強化に努められたい」との意見や「特定保健指導を受けた後も御自

身で継続して改善が図られるような取組を検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額82億6167万7779円に対し、歳出総額78億3502万2835円で、歳入歳出差引額4億2665万4944円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「あんしん電話事業について、緊急通報装置を183台設置しているとのことだが、緊急通報した場合、どこにつながるのか。また、令和3年度の緊急通報等の実績は」との質疑に対し、「あんしん電話事業については、ALSOKあんしんケアサポート株式会社に委託しており、緊急通報をした場合、同社が運営するあんしんセンターにつながる。そこには、看護師も常駐しており、場合によっては看護師が対応する。令和3年度の実績としては、緊急通報20件、相談238件、誤報107件、センター側からの安否確認2211件の合計2576件である」との答弁がありました。

次に、「一般介護予防事業の一般財源は一般会計繰入金とのことだが、一般会計繰入金は繰入れに対するルールがあると思うが」との質疑に対し、「それぞれの事業について国が定めた割合により一般会計から繰入れしており、国が定めている基準以外には使っていない」との答弁がありました。

また、委員より、「もばら百歳体操は、非常に良い事業であるが、効果を発現させるためには、継続して実施することが重要であり、いかに定着させるか、やり方を見直すべきである」との意見や「今後も、もばら百歳体操を広めていこうと思っているのであれば、積極的に取り組まれている他市のノウハウを取り入れてほしい」との意見や「認知症は早期発見、早期治療が原則である。脳の元気度測定会について、自宅からでも気軽に脳の元気度を測定できるようにしていただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第5号については、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額13億4787万537円に対し、歳出総額13億3734万9625円で、歳

入歳出差引額1052万912円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「後期高齢者の中で、医療費の自己負担額が1割負担の対象となる人数は」との質疑に対し、「令和3年度については1万3979名で、全体の約94.24%の方が1割負担の対象であった。なお、平成29年度まで遡っても94%前後の割合の方が1割負担となっている」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金について、4470万円余の不用額が発生した理由は」との質疑に対し、「不用額が発生した理由としては、後期高齢者医療広域連合から示された概算の金額で予算計上しているが、予算の見込みよりも少なく済んだことによるものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第6号については、全員異議なく認定することと決定しました。

続いて、今定例会において付託されました議案について報告いたします。

初めに、議案第2号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ279万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億1831万4000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7490万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億678万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「年度途中で職員数が1名増えた理由は」との質疑に対し、「認定調査の件数増加に伴い、令和4年度当初から会計年度任用職員の1名増員を図ったが、応募がなく11月の採用に至ったものである」との答弁がありました。

次に、「コロナの影響により、心身の状態が変わらない場合、訪問調査をせずに更新認定を受けられるようだが、この特例措置による更新認定を受けた人数は」との質疑に対し、「令和2年度は1015名、令和3年度は1890名、令和4年度は9月末現在1166名である。なお、この中には、再々延長の方も含まれる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第15号「茂原市青少年指導センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。これら2件の議案は、関連がありますので一括で審査を行いました。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在の青少年指導センターは、駅前補導等にあたり利便性が高かったが、移転になった場合、その影響は」との質疑に対し、「主な活動については支障がないものと考えているが、駅まで徒歩で向かうことができる現在の場所は、補導活動等の拠点として、非常に利便性が高いため、移転した後も駐車スペースとして使用可能であれば、支障がないものとする」との答弁がありました。

次に、「現在の社会教育センターの建物は」との質疑に対し、「建物は解体を予定しており、来年度アスベスト調査を行えるよう予算要求している」との答弁がありました。

また、委員より「移転により会議室の貸出しが可能となるのだから、市民に周知してほしい」との意見や「旧五郷幼稚園の出入口は非常に分かりづらいため、案内看板の設置などを検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号並びに議案第15号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「指定管理者の指定について」申し上げます。

本案は、東郷青年館の指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、引き続き東郷青年館運営協議会を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、東郷青年館の指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであり、採決の結果、議案第18号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） ここで、しばらく休憩します。

午後1時52分 休憩

———— ☆ ————— ☆ —————

午後 2 時 05 分 開議

○議長（中山和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設経済委員会委員長 金坂道人君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 金坂道人君登壇）

○建設経済委員会委員長（金坂道人君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る 9 月定例会において付託され、継続審査となっておりました認定案 3 件、並びに今定例会において付託されました議案 3 件、請願 1 件について、11 月 2 日並びに 12 月 9 日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、継続審査となっておりました認定案 3 件について報告いたします。

最初に、認定案第 3 号「令和 3 年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額 4 億 4459 万 3716 円に対し、歳出総額 4 億 1415 万 8953 円で、歳入歳出差引額 3043 万 4763 円、また、翌年度へ繰り越すべき財源が 1009 万 6000 円であることから、実質収支額 2033 万 8763 円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「工事請負費で 1 億 8917 万 4000 円の繰越明許費があるが、工事内容と繰り越した理由は」との質疑に対し、「工事内容は真空弁と通報装置の更新工事となっている。繰り越した理由は、新型コロナウイルスの影響により製品の納入が遅延したためである」との答弁がありました。

次に、「令和 3 年度に実施した公営企業会計移行業務委託の内容と、令和 4 年度と令和 5 年度の 2 か年で債務負担行為を設定している公営企業会計移行業務委託の内容は」との質疑に対し、「令和 3 年度は固定資産台帳の整備を実施し、令和 4 年度は条例改正に向けた協議や公営企業会計システムに固定資産等の登録を予定、令和 5 年度は条例の制定やシステムのデモンストレーションなどを予定している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第 3 号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第 4 号「令和 3 年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額 7758 万 6961 円に対し、歳出総額 7416 万 4355 円で、歳入歳出差

引額342万2606円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「供用開始から30年が経過しており、計画的な修繕が必要と考えるが今後の修繕スケジュールは」との質疑に対し、「令和3年3月策定の経営戦略の中で、令和3年度から令和12年度までの修繕計画を立てており、今後は外壁の目地交換や塗装、外部階段の補強などを考えている。財源も限られていることから指定管理者と協議しながら、3年から5年ごとに修繕計画の見直しを行い適正な管理に努めていく」との答弁がありました。

次に、「今後、老朽化に伴う修繕費の増加が予想される中、国や県の補助金を活用し修繕に係る全体の経費を削減する必要があると考えるが、活用できる補助金はあるのか。また、今後の経費削減の取組は」との質疑に対し、「現在のところ、修繕についての国や県の補助金はないと承知しているが、改めて確認し活用できる補助金があれば積極的に活用し、経費の縮減に努めたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「令和3年度茂原市下水道事業会計決算認定について」申し上げます。

収益的収支の決算額について、収益的収入は14億1759万8094円、収益的支出は12億1099万1913円であります。

資本的収支の決算額について、資本的収入14億6312万9049円、資本的支出は20億2523万1403円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億6210万2354円については、損益勘定留保資金等で補てんしたものであります。

審査の過程において質疑応答に回答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「ストックマネジメント計画の計画期間は」との質疑に対し、「令和元年度から令和5年度までの5年間である」との答弁がありました。

次に、「令和5年度で計画期間が終わるが、事業が完了しなかった場合は、引き続き計画を策定し事業を実施するのか」との質疑に対し、「令和6年度から令和10年度までのストックマネジメント計画を策定して事業を実施する予定である」との答弁がありました。

次に、「安定した経営基盤の構築について、今後の取組も含めてどのように考えているのか」との質疑に対し、「令和3年度から令和12年度までの中長期的な計画となる経営戦略に基づき下水道事業を進めていきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号は、全員異議なく認定することと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案3件、請願1件について報告いたします。

最初に、議案第3号「令和4年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4875万4000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在実施している東郷第一の更新工事が、物価高の影響により事業費の増額が見込まれ、計画期間内での完了が難しくなったことから事業計画の計画の見直しを行い、豊岡第一の事業計画策定業務委託を取りやめ減額補正しているが、繰越しの手続はできなかったのか」との質疑に対し、「東郷第一の更新工事が、令和6年度での完了が難しく、豊岡第一の更新工事が国庫補助事業の採択を受けてしまうと、東郷第一と豊岡第一の事業が重複し、膨大な事業費となることから、繰越しの手続は行わなかった」との答弁がありました。

次に、「東郷第一の更新工事の完了見込みと豊岡第一の事業計画策定と工事の完了見込みは」との質疑に対し、「現時点で、東郷第一は令和7年度を見込んでいる。豊岡第一は令和6年度に計画を策定し、令和7年度に国庫補助事業の採択を受け、令和8年度から事業を開始し令和11年度に完了見込みである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「令和4年度茂原市下水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

審査の過程において、「企業債償還金について、元金均等償還を採用すると今回のような補正予算は生じなかったと考える。本会計が採用している元利均等償還のメリットは」との質疑に対し、「利率が下がった分、元金を多く返せることがメリットである」との答弁があり、採決の結果、議案第5号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「指定管理者の指定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「事業者の応募期間と参加要件の主な項目は」との質疑に対し、「応募期間は9月26日から9月30日、参加要件は全15項目であり、審査項目としては、経営方針や理念、業務実績、

職員の確保、利用料金の設定、緊急時の対応、納付金の最低保証額と納付率などである。審査の配点が最も高い項目は、納付金の最低保証額と納付率である」との答弁がありました。

次に、「応募は２者と伺っているが、納付金の最低保証額や納付率についてはどのような提案があったのか」との質疑に対し、「基準は最低保証額2500万円以上、納付率は70%以上である。タイムズ24・タイムズサービス共同事業体は、最低保証額2730万円、納付率78%の提案があり、日本パーキング株式会社は、最低保証額2700万円、納付率71%の提案があった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号は、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、請願第３号「インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書提出を求める請願」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「インボイス制度導入の経緯や背景は」との質疑に対し、「現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐ必要があることから、安定的な財源として、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられた。一方で家計への影響を緩和するため、食料品等に関わる消費税率は8%に軽減されている。このように複数の税率が存在する中で、適正な課税を確保する観点から、インボイス制度が平成28年度の税制改正により令和５年10月１日から導入されることとなった」との答弁がありました。

次に、「インボイス制度を導入するにあたり、準備期間が必要であるが、国はどのような支援措置をしているのか」との質疑に対し、「国の支援制度として、インボイス制度に対応する会計システムを導入するためのＩＴ導入補助金や免税事業者が新たにインボイス発行事業者に転換する場合の小規模事業者持続化補助金がある」との答弁がありました。

次に、「支援制度の周知は」との質疑に対し、「市ではＳＮＳを活用した情報発信やシルバー人材センターで説明会を実施した。また、間税会や税務署でも勉強会を実施していると伺っている。農業関係では、旬の里ねぎぼうずに出荷する生産者の代表者向け説明会を実施し、ＪＡ長生では長生き市場に出品している生産者全員に説明会を実施した」との答弁がありました。

次に、「インボイス制度について国がさらに検討していることはあるのか」との質疑に対し、「新聞報道によると、小規模事業者がインボイス登録を選択した場合、令和５年10月から３年間は納税額を売上税額の２割に軽減し、また、１万円未満の取引はインボイスを不要とする」との答弁がありました。

次に、「茂原税務署管内で簡易課税事業者数は。またその割合は」との質疑に対し、「令和2年分で個人の課税事業者数が1793名、そのうち簡易課税事業者数は1173名、65.4%と伺っている」との答弁がありました。

次に、「請願では免税事業者が取引から排除される恐れがあるとされているが、負担軽減策はあるのか」との質疑に対し、「インボイス制度の円滑な導入のため、免税事業者からの仕入れについては、令和5年10月から3年間は80%、令和8年10月から3年間は50%の仕入れ税額控除が可能であり、令和元年の軽減税率の導入から10年間の経過措置期間を設ける形となっている」との答弁がありました。

また、委員より、「請願者はインボイス制度について反対はしておらず、新型コロナウイルスなどの影響により景気が悪いため制度の延期をしてほしいという内容である。国は来年の税制改正で支援措置を検討するという報道がなされており、国の動向を注視する必要があることから、継続審査にすべきである」との意見や「小規模事業者の事務負担を心配している。今後の国の動向を見極める必要があるため継続審査にすべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、請願第3号は、引き続き国の動向を注視する必要があることから、継続審査とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の平ゆき子です。反対討論を行います。

反対する案件は、認定案第1号「令和3年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「令和3年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第5号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第6号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、議

案第6号「茂原市個人情報保護法等施行条例の制定について」、議案第7号「茂原市行政不服審査会条例の制定について」、議案第8号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第9号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「指定管理者の指定について」に反対し、その理由を述べてまいります。

初めに、認定案第1号、令和3年度茂原市一般会計決算について述べます。

令和3年度一般会計の決算では、実質収支は黒字となり、単年度収支及び実質単年度収支も黒字となりました。歳入については、市税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税等が増加したものの、国庫支出金、県支出金、繰越金、市債等が減少しました。歳出については、民生費、衛生費、公債費等が増加しているが、総務費、農林水産業費、教育費等が減少となっています。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経済状況の中、茂原市においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、市民生活に多大な影響を与えるとともに、市内企業及び飲食店などの経営活動にも深刻な影響を与えました。国による一層の経済対策や新型コロナ感染症対策が必要です。

茂原市の行政運営では、新型コロナウイルス感染症対策として、本格的なワクチン接種事業では、その最前線で職務に従事された医療関係者や市職員の皆さんには心から敬意を表するものです。収束の見えない新型コロナウイルス感染症への対応、さらに、頻発する災害への備えが必要として、引き続き難しい財政運営が求められる状況下においては、令和2年度に引き続き内水対策関連事業として、早野排水機場の整備や鷺巣稻荷前水門の整備などの災害対応や市民体育館の剣道場、柔道場、卓球場などのサブアリーナへの空調設置、保育士や幼稚園教諭への賃金改善、ひとり親家庭医療費等助成では、これまで領収書を持参して支払う償還払いから受給券による現物給付に改善されるなど、市民要望に応えた事業への予算化は大いに評価いたします。一方、災害対策や新型コロナウイルス感染症対策で、その最前線で業務を遂行する正規職員は、会計年度職員等の非正規化が進み、圧倒的に不足していると言わざるを得ません。災害が多発する中、正規職員削減の流れから、住民の安心安全確保に直結するマンパワーの充実へと転換することが急務です。

また、子育て支援の柱とも言える子ども医療費助成事業の年齢拡充には依然として応えてお

らず、公立保育所の会計年度任用職員の保育士への処遇改善、子どもや市民への交通安全に必要な歩道整備も進まず、切実な市民要望に背を向けた予算編成となっています。特に住民の合意の得られない学校再編推進事業が計上されている本認定案には反対するものです。

次に、認定案第2号、令和3年度茂原市国民健康保険事業費決算について述べます。

新型コロナ感染の収束が見通せない中、多くの国保加入者が直面している問題は、日々の暮らしと営業、雇用の維持と医療費、生活費の心配なく医療を受けられること、そして国保税の支払いです。高齢者を中心に生活保護世帯が増え続けていますが、保護を受けている世帯は対象世帯の2割程度と言われ、多くの未受給者の命と健康を守ってきたのが国民健康保険です。また、国保滞納者は、税金と保険税などの多重債務状態にある人が多く、暮らしや商売の困難から様々な返済が滞っている人もいます。コロナ禍の下、県と市町村が保険者であり、全ての医療保険制度の土台とも言える国保制度が憲法第25条の社会保障と第92条の地方自治に沿ってその役割を果たしているのか、厳しく問われています。

国民健康保険の保険者が、これまでの市町村に千葉県が加わり、県が財政運営の責任を担って4年がたちます。この公益化により、国保税引下げのために市町村が独自に行ってきた一般会計からの法定外繰入れは、県国保運営方針では、住民の理解を得ながらとしながらも、計画的な解消、削減に努めることが定められ、実施自治体や予算規模が縮小されています。本市の国保税は法定外繰入れを一度も行っていないため、広域化の下では、県の保険税率から見ると、決して高いレベルではないとのこと。さらに、この間、引上げを行う自治体が多い中で、市担当の努力もあり引下げが実施されました。この点では評価できますが、国保税の負担軽減には不十分です。

国保は憲法が保障する社会保障制度であり、国保税の引下げは喫緊の課題です。国県の支援はもとより、払えない医療費の窓口負担に対する国保法第44条減免、市長が認める第77条減免などの減免の拡充が必要です。さらに、茂原市では加入者の半数以上の世帯が軽減を受けていることは、いかに負担が重いかを表わしており、一般会計からの繰入れで負担を軽減すべきです。

国からの財政投入、市独自の軽減策を強く求めまして、本認定案に反対するものです。

次に、認定案第5号、令和3年度茂原市介護保険事業費決算について述べます。

特別養護老人ホームなどの利用料が8月から跳ね上がった高齢者が相次いでいます。介護保険で改悪されたのは、住民税非課税世帯の人の食費、居住費を軽くする補足給付制度です。補足給付は、2005年の介護保険の改悪で食費、居住費を全額自己負担にしたとき、厚労省が低所

得者に配慮するといって導入した仕組みです。ところが、政府は使える要件を厳しく絞り込む改悪を繰り返し、利用者、家族に経済的な苦難を押しつけてきました。配慮という言葉は完全に消え失せています。

また、改定のたびに上がる保険料が国民を苦しめています。年金を年18万円以上受け取っている65歳以上の人は年金から保険料が天引きされるため、滞納して差押えとなった高齢者の圧倒的多数は無年金者や極めて少ない年金の受給者です。保険料を滞納した場合は、原則1割の利用負担が一旦全額自己負担になるなど、苛酷な罰則があります。経済困難にある人が必要な介護を受けられない仕組みは見直さなければなりません。利用料負担も収入によって最大3割まで引き上げられ、国民は保険料、利用料の双方に苦しんでいます。負担増を許さず、引下げへの道を開くとともに、減免制度の拡充、創設が緊急に必要です。

こうした負担増に対し、国は、一定の所得がある層に負担を求めるとしています。しかし、介護の保険料や利用料、医療費の窓口負担を引き上げれば、要介護度が重い人や病気が重症の人ほど負担が重くなり、利用や受診の抑制を招くことにつながります。こうした内容を含む認定案は認めるわけにはまいりません。

次に、認定案第6号、令和3年度茂原市後期高齢者医療事業費決算について述べます。

75歳以上の後期高齢者医療制度の窓口負担は、2008年の制度開始以来、1割が原則です。現役並み所得の方は3割支払いになっています。収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって、1割負担も決して軽くありません。今でも経済的理由で受診をためらう高齢者は少なくない中で、政府は医療費窓口負担の2割負担を導入する法律を成立、強行し、2022年10月に実施されました。2割負担の対象の年収は、単身世帯で200万円以上、夫婦世帯320万円以上としています。政府は負担能力のある人と主張していますが、政府が根拠にしている調査はサンプリング数が非常に少なく、高齢者の実態の生活を反映していません。実態も踏まえ、負担増が直ちに患者の健康への影響を意味しないと繰り返すのは無責任です。75歳以上の医療費保険料も改定のたびに上昇しています。

高齢者も若者も、国民の負担は限界です。コロナ禍で大もうけをしている大企業や富裕層に応分の負担を求め、社会保障財源を拡充し、国民が安心できる医療の制度にすることが急務です。

政府は、今回の負担増は現役世代の負担を減らすことを口実にします。しかし、かつて老人医療費で45%を占めていた国庫負担割合を35%に引き下げ、現役世代の保険料負担に肩代わりをさせた制度改悪が問題の根本にあります。この仕組みを改め、国庫負担を抜本的に増額し、

差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきです。

このような内容の本認定案は賛成できません。

次に、議案第6号「茂原市個人情報保護法等施行条例の制定について」、議案第7号「茂原市行政不服審査会条例の制定について」、議案第8号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、これらは関連議案として一括して述べさせていただきます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方自治体にも適用されることから、現行の茂原市個人情報保護条例を廃止し、全国どの自治体も個人情報保護法に統一されるというものです。自公政権は2021年5月に成立させたデジタル関連法で、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析をさせ、もうけの種にさせることをデジタル改革の名で進めようとしています。日本共産党は国会で、この関連法に対し、個人のプライバシー侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大といった多くの問題があるとして反対をしました。

関連法の中の重要な柱の1つが個人情報保護法の改定です。自治体の個人情報保護条例がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規制がデータ流通の支障になるとして、改定させた個人情報保護法の全国的な共通ルールの下に一元化するとしました。国は自治体に、2023年4月の改定施行に間に合うよう条例の改廃を求め、自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせよということです。

自治体の個人情報保護制度は国に先行して条例が整備され、内容も発展させた点で、地方自治の象徴的存在の1つとすることができます。各条例では、1つ、個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、2つ、目的外利用、外部提供の制限、3つ、オンライン結合の制限などの原則が定められ、例外とする事例は、個人情報保護審査会の意見を聴くことなどを定めています。

国は、この規定がデータ流通の支障となるとして法改定を押し切りました。個人情報に配慮した独自の規制を条例化することを認めないことに加え、これまで市の個人情報保護審査会が判断していた個人情報の目的外使用や外部提供の可否について、国が共通ルール化の規制緩和によって審査会の審議を通す必要がなくなります。

条例の一元化の最大の目的は、匿名加工情報制度、オープンデータ化と情報連携、オンライン結合を自治体に行わせることです。匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことで、加工されたことで非個人情報とな

る扱いです。そのために、本人同意を得ずに第三者提供、目的外利用が可能としています。自治体が保有する膨大な住民サービスに関わる情報は、企業から見れば個人情報の宝庫です。それを企業のもうけのために外部提供していくことが行政の仕事と言えるのでしょうか。

また、個人情報の漏えいなどの事件は最近でも相次いでいます。国が自治体に押しつけているのは、漏えいへの不安に応えることとは正反対で、加工したこととはいえ個人に関する情報を外部に流通させ、目的外利用をさせることです。このままでは、大事な市民の個人情報を危険にさらすことになってしまいます。

以上述べましたことが改正個人情報保護法の下で我が国が目指す姿であり、内包する大問題です。以上のことから、本条例改正には到底賛成はできません。

次に、議案第9号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第10号、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第11号、教育長の給与に関する条例の一部改正については、関連していますので、一括して述べさせていただきます。

この条例改正は千葉県人事院勧告に基づき、一般職の職員の改定内容は、若年層を中心とした給与法の改定及び勤勉手当0.1か月分の増となっています。これらの影響額としては、給料は約665万円、期末勤勉を含む手当全体で約2490万円との説明です。この給与増は市職員とその家族の生活に直接・間接的な消費拡大に影響を及ぼすとともに、市職員のモチベーションにもよい影響を与えるものと考えます。一方、議員は、一般職員における勤勉手当の改定に準じた期末手当の改正として、1人当たりの引上げ額は、議長が5万8200円、副議長が5万2200円、議員が4万8600円、全体で108万2400円の増とのことです。また、特別職の市長の期末手当の引上げ額は10万8000円、副市長は9万3000円の増となり、さらに、教育長は8万4000円の増とのことです。

コロナ禍や物価高騰の中、多くの中小零細企業が倒産、廃業の瀬戸際です。加えて、年金の引下げや高齢者の医療費窓口負担の引上げ、介護保険料の引上げと、住民の暮らしや経済が逼迫している中、一般職の給与、期末手当の増に対しては、自治体職員の生活費として反対するものではありません。しかし、議員及び特別職の期末手当の増額に関しては、市民感情と相入れないものと考え、反対するものです。

議案第17号「指定管理者の指定について」述べさせていただきます。

茂原駅南口公共駐車場は、令和4年までの指定管理者、日本パーキング株式会社との契約が解消し、令和5年度から令和10年度まではタイムズ24・タイムズサービス共同事業体が指定管

理者に指定されたとのことです。契約内容では、これまでの一定額を納める固定納付型から、利用料収入に納付率を乗じた変動型とし、さらに最低納付保証額を設定したとのことです。利用料金については、30分ごとや24時間等の基本的な料金体制は変わらないが、入庫から15時間までの500円の設定がなくなってしまうとのこと。代わりに、電車の運賃を交通系ＩＣカードで支払った後、駐車場の利用料金を同じくＩＣカードで支払うことで、24時間最大600円のところ、100円引きの500円で利用可能となり、これまでの15時間から24時間へサービスの幅が拡大されとの説明がありました。

市に納める納付金については、新型コロナによる経済活動が規制された中での固定納付型では納付が厳しい状況に陥ることもあり、今後の見通しがつかない中で変動型とした説明があり、その点に関しては納得するものです。

一方、利用料金では、これまでのワンコイン500円の料金が600円に値上げされたことは納得いきません。公共駐車場が15時間まで500円だったことが利用者にとって大変使いやすい料金体系であり、利用も一気に増え、満車のときもある状況でした。ただ、一方的な値上げではなく、交通系ＩＣカードを使えば、これまでと同じ500円で利用ができるとのことですが、茂原市外へ通勤・通学者はそれも可能ですが、駐車場利用者が全て鉄道の利用者とは限りません。たまに利用するだけでは現実的ではありません。市民の立場からすれば完全な値上げであり、サービス低下でもある本議案に反対するものです。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（中山和夫君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第１号「令和３年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第１号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第２号「令和３年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第5号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「令和3年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」ですが、本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第6号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決します。

認定案第3号から第4号並びに第7号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第4号並びに第7号については、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

まず、報告について採決します。

報告第1号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号については承認することと決定しました。

次に、議案について採決します。

まず、議案第6号「茂原市個人情報保護法等施行条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「茂原市行政不服審査会条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、議案第16号は同意されました。

次に、議案第17号「指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案について一括採決します。

議案第1号から第5号、第12号から第15号並びに第18号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号、第12号から第15号並びに第18号については、いずれも原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

閉会中の継続審査申し出の件

○議長（中山和夫君） 次に、議事日程第3「閉会中の継続審査申し出の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、建設経済委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。建設経済委員会からの申出の案件について、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、建設経済委員会からの申出の案件については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

ここで報告します。

本日、常泉健一君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを

受理し、お手元に配付しました。

☆ ☆

発議案第 1 号の上程説明並びに審議

○議長（中山和夫君） それでは次に、議事日程第 4 「発議案第 1 号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第 1 号を上程します。

発議案第 1 号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。

常泉健一議員。

（22番 常泉健一君登壇）

○22番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第 1 号「茂原市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護法の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から議会は個人情報保護法の規定が適用対象外となることから、引き続き、本市議会の個人情報を適切に取り扱うため、新たに条例を制定するものであります。

本条例の目的は、議会における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利や利益を保護するものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第 1 号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

(19番 平ゆき子君登壇)

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子です。

発議案第1号「茂原市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。

市の個人情報保護法と同様に、茂原市議会の現行の個人情報保護法を全国的な共通ルールの下に一元化するというものです。現行の条例と一元化された条例では、内容に違いがあるかとした質問に対し、何ら違いはないと答えています。果たしてそうでしょうか。問題のある項目は第2条7、8であり、さらに第15条、第16条です。仮名加工情報、匿名加工情報がそれぞれの項目に位置づけられていることが問題です。関連する項目には、復元できないようにしてある。第三者に提供してはならない。照合してはならない等、制限や禁止の文言が入っているので問題はないと思われませんが、わざわざ禁止を記述しなければならないのであれば、最初から仮名加工情報や匿名加工情報という考え方を入れなければよいのです。情報が照合され、またA Iで分析されて、個人が特定されることは十分考えられます。そうなれば、罰則があるから許されるものではありません。

それなのに、なぜこの文言が入っているのか。それは、自公政権が国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置づけ、押しつけているからです。2021年5月にはデジタル法の改定を行い、全国の自治体を持つ情報を企業の要請に応じて売り、それをA Iで分析させて、もうけの種にさせるためです。そのためにオープンデータ化、匿名加工情報制度とオンライン結合、全国の情報連携できる仕組みをつくろうというものです。

こうした内容を持つ発議案には断じて賛成できないことを表明いたしまして、反対討論いたします。

○議長（中山和夫君） 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「茂原市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数と認めます。

したがいまして、発議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに請願の総括審議
3. 閉会中の継続審査申し出の件
4. 発議案第 1 号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 中山和夫君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
7番	西ヶ谷正士君	8番	石毛隆夫君
9番	岡沢与志隆君	10番	向後研二君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
14番	山田広宣君	15番	金坂道人君
17番	細谷菜穂子君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事	山 田 隆 二 君
総 務 部 長	鈴 木 祐 一 君	企 画 財 政 部 長	齋 藤 洋 士 君
市 民 部 長	田 中 正 人 君	福 祉 部 長	渡 邊 正 統 君
経 済 環 境 部 長	飯 尾 克 彦 君	都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君
教 育 部 長	中 村 一 之 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	菅 谷 直 博 君
企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	中 田 喜 一 郎 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	平 井 仁 君
経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	小 高 一 宏 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	白 井 高 君
都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	高 橋 啓 一 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間 尉 介 君
職 員 課 長	田 中 秀 一 君		

————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	関 屋 典
局 長 補 佐	東 間 一 博
議 事 係 長	金 坂 賢

○議長（中山和夫君） これをもちまして、令和４年茂原市議会12月定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、御苦労さまでした。

午後３時14分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

令和５年２月９日

茂原市議会議長 中 山 和 夫

茂原市議会副議長 田 畑 毅

茂原市議会議員 三 橋 弘 明

茂原市議会議員 常 泉 健 一